

グローバル会計学会会則

施行 2018年3月10日

(名称)

第1条 本会は、グローバル会計学会と称する。英語表記を「Global Accounting Association」、英語略称を「GAA」とする。

(目的)

第2条 本会は、国際会計の重要な研究対象である企業のグローバル活動に係る会計的側面および諸外国の会計制度等を総合的かつ学際的に探究し、もってわが国における会計制度の発展に資することを目的とする。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 年1回の会員総会の開催
- (2) 年数回の研究発表会の開催
- (3) 機関誌の発行
- (4) その他本会の目的を達成するため適当と認められる事業

2. 前項第3号の事業を行うために編集委員会を置く。

(会員)

第4条 大学その他研究機関およびこれに準ずる機関において会計学・租税法および関連分野の理論・実証の研究に携わり、当該理論・実証に関する研究論文2篇以上を公表した者または研究単行本1冊以上を公刊した者は、理事会の承認を経て、本会の会員となることができる。

(準会員)

第5条 上記会員の資格を有しないが、会計専門職または大学院生は、本会の理事会の承認を経て、準会員となることができる。

2. 準会員は、第11条の役員になることができない。

(入会)

第6条 本会に入会して、会員または準会員になることを欲する者は、所定の書面を事務局に郵送して理事会に申し込まなければならない。

(会費)

第7条 会員は、理事会が指定した期日までに会費を納入しなければならない。

2. 会費の年額は、会員総会の承認を経て決定する。
3. 準会員の会費は、会員の半額とする。
4. 当該年度の初めに満65歳以上であり、常勤の職に就いていない場合に、本人が前年度12月末までに本学会事務局に申請し、理事会において承認された会員の会費は、第3項の規定を準用する。

(退会)

第8条 退会を希望する者は、書面をもって理事会に申し出るものとする。

2. 3年間以上会費を滞納した者は、原則として、退会者として取り扱う。

(復会)

第9条 会費未納により退会者として取り扱われた者が復会する場合には、未納の会費を納入する。

(除名)

第10条 会員が本会の名誉を汚す行為をなしたときには、理事会は、会員総会の議を経て当該会員を除名することができる。この場合、除名の理由を機関誌に公表する。

(役員)

第11条 本会に次の役員をおく。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名
- (3) 理事 30名以内（常務理事 10名以内）
- (4) 監事 2名
- (5) 幹事 若干名
- (6) 顧問 若干名

(役員を選出)

第12条 役員を選出方法については、以下の通りとする。

- (1) 会長は、理事の投票によって会員の中から決定する。
- (2) 副会長は、会長の指名により会員の中から選出する。ただし、1名は理事の中から選出する。
- (3) 理事は、会員総会において出席会員の選挙により選出する。
- (4) 常務理事は、理事の互選により選出する。
- (5) 監事は、会員総会の決議により、会長が委嘱する。
- (6) 幹事は、理事会の承認を経て、会長が委嘱する。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、3年とし、重任を妨げない。

(会長)

第14条 会長は、本会を代表し会務を総括する。

2. 会長は、会員総会および理事会（必要に応じ、常務理事会）を招集し、その議長となる。

(副会長)

第15条 副会長は、会長を補佐し、会長がその職務を執行できない時には、会長の職務を代行する。

(理事会)

第16条 会長、副会長、理事および顧問は、理事会を構成し、会務を執行する。ただし、その代理人を出席させることはできない。

2. 本会の円滑な運営を図るために、理事会構成員の中から選ばれた常務理事から成る常務理事会を設置する。ただし、その代理人を出席させることはできない。

(監事)

第17条 監事は、本会の会計を監査し、その結果を理事会および会員総会に報告する。

2. 監事は、理事会に出席することができる。ただし、その代理人を出席させることはできない。

(幹事)

第18条 幹事は、理事会に出席し、所定の業務を行う。ただし、理事会にその代理人を出席させることはできない。

(顧問)

第19条 顧問は、本会の発展・向上の助言を行い、本会運営を円滑に行うために、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。

2. 顧問は、理事会に出席することができる。ただし、その代理人を出席させることはできない。

(役員欠員と補充)

第20条 役員欠員と補充の取扱いについては、別に細則で定める。

(役員改選)

第21条 役員任期満了による交替の時期は、第3条第1号に規定する会員総会終了の時とする。

(会員総会)

第22条 本会は、毎年1回定時会員総会を開催する。

2. 理事会が必要と認めたとき、または、会員総数の3分の2以上の請求があったとき、会長は臨時会員総会を招集しなければならない。
3. 会員総会の決議は、出席会員の過半数による。

(会計年度)

第23条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日に終わる。

(会則の変更)

第24条 本会の会則の変更は、理事会または会員総数の10分の1以上の提案により、会員総会において、出席会員の3分の2以上の賛成を得て行う。

(その他)

第25条 その他細則は、理事会で別に定め、会員総会の決議を経て行う。

(附則)

- 1 この会則は、2018年3月1日より実施する。ただし、2期6年の間、第12条は除く。
- 2 会費は、年額6,000円とする。
- 3 本会の事務局は、中央大学商学部吉田智也研究室内(〒192-0351 東京都八王子市東中野742-1)に置く。